

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第 130 号

## 高齢者の消費者トラブル、周囲の見守りが重要！

消費生活センターには、高齢者の消費者トラブルに関する相談が多く寄せられています。特に認知症の高齢者は悪質業者から狙われやすく、被害額も高額になることがあります。

### 【県内事例①】

別居している認知症初期症状の母が、新聞購読の契約を次々と結んでしまうため、契約をやめるよう伝えたが聞き入れてもらえない。やめさせることはできないか。

(契約当事者：80代女性)

### 【県内事例②】

別居している認知症の母親に、にんにくの健康食品が届いていた。通販で購入したようだが、母親は全く覚えておらず、解約したいのでクーリング・オフの方法を教えてください。

(契約当事者：80代女性)

### 【県内事例③】

独居で認知症がある母の家で、大量の健康食品や化粧品を見つけた。テレビショッピングや電話勧誘などで購入したようだが、定期購入のものもあるため解約したい。

(契約当事者：80代女性)

### アドバイス

1. 高齢者を消費者トラブルから守るためには、周囲の見守りが重要です。日ごろから次のような点に気をつけておきましょう。
  - 不審な契約書などの書面や、宅配便等の不在通知はないか。
  - 健康食品など、使用していない商品が大量にないか。
  - 屋根や外壁などに不審な工事の形跡が見られないか。
  - カタログやダイレクトメールなどが大量にないか。
  - 電話口で困っているなど、不審な電話のやり取りはないか。
  - お金に困っている様子はないか。
  - 預金通帳に、不審な出金の記録はないか。
2. 高齢者が認知症の場合、成年後見制度の利用も検討しましょう。
3. トラブルや被害に遭っていると思ったら、消費生活センターや市町村の窓口にご相談ください。(消費者ホットライン「188 (いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。)



©KANAGAWA2013